

都市計画法（60条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク	
図 書 名	該 当 条 文	29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条					
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）			
全 体（共通事項）		－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 図書はファイル等に関すること。 ・ 分かりやすくするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。	☐ ☐
1	交付申請書 （様式24）	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 日付は、受付時に記入すること。 ・ あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。 ・ 証明書発行時、証明手数料を市発行の納付書（納入通知書）で納付すること。 ・ 提出部数は、正副各一部とする。 ・ 土地の所在及び地番については、すべての地番を記入すること。なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「ほか○筆（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・ 面積は、小数第2位まで記入すること。 ・ 建築物等の用途は「主要用途名（棟ごとの用途名）の新築、改築又は増築」を記入すること。 ・ 建築物等の構造、面積及び高さについて、建築物等が複数棟ある場合は、棟ごとに構造、面積、高さを記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物等の各項目を記入の上、合わせて「ほか○棟（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・ 代理人欄については、住所も記載のこと。また、復代理人がいる場合は復代理人も記載すること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
2	協議確認申請書 （様式54）	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・ 日付は、受付時に記入すること。 ・ あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。 ・ 提出部数は、正副各一部とする。 ・ 土地の所在は、複数の地番にまたがる場合は「《代表地番》ほか○筆」と記入すること。 ・ 面積は、小数第2位まで記入すること。 ・ 計画建築物の用途及び規模等について、建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに用途、構造、面積を記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物の各項目を記入の上、合わせて「ほか○棟（別紙のとおり）」と記入し別紙を添付すること。 ・ 代理人は委任状と整合させること。 ・ 署名欄は建築主又は代理人の自署によること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

※1：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※2：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※1以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（６０条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）　－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク
図 書 名	該当条文	29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条				
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）		
3	位置図 縮尺：1/2500程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・区域界を赤線で明確に（実線で太く）表示すること。 ・申請区域を黄色で着色すること。 【証明書】 ・方位、縮尺を表示すること。 ・作成者氏名、作成年月日を記載すること。	☐ ☐ ☐ ☐
4	委任状 （様式任意）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・該当手続きを委任する場合に添付すること。 ・代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項（委任内容・申請地の地名地番）、申請者の住所・氏名を記入し、朱印のものを添付すること。 ・委任事項は一般的に次のように記載すること。 ◆「建築物等が都市計画法に適合している旨の証明書（又は協議確認書）の交付申請手続き及びその訂正、受領に関する一切の権限」	☐ ☐ ☐
5	開発計画書 （様式39）	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	・事業目的は、交付申請書に記載の建築物等の用途の記載に合わせること。 ・計画建築物の記載については、棟ごとの用途、構造、階数、建築面積、延床面積、最高高さを記載すること。（棟数が多い場合は別紙に記載も可） ・既存建築物が存置される場合は、その棟数、建築面積合計、延床面積合計、内訳として棟ごとの用途、構造、階数、建築面積、延床面積を記載すること。（10㎡以下の建築物は別途（）書きでもよい。） なお、棟数が多い場合は、別紙に記載して添付してもよい。 ・都市計画法に抵触しない理由については、次の様な内容を参考として記述すること。 ◆都市計画法第29条第1項第2号に示す許可不要の建築物用途であること。（農林漁業施設） ◆都市計画法第29条第1項第11号に示す通常管理行為や軽易な行為であること。 ◆造成行為など開発行為となる新たな土地の区画形質の変更が無いこと。 ◆既存建築物の改築、増築で既存建築物と同敷地、同規模（現存する適法な延べ面積の1.5倍以下）、同用途であること。 ◆その他、具体的かつ簡潔に説明すること。	☐ ☐ ☐ ☐

※１：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※２：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※１以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（60条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）－：不要

申請書		協議 確認書		証明書									
図書名 該当条文		29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条		概要	チ ェ ッ ク	
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）			第 1 項 （ 許 可 済 ）
											①43条1項本文、1、2、4号 ②43条1項本文 ③43条1項3、5号		
6	確約書	－	－	－	－	○	○	－	－	○	○	・場所替えの時は、現在の建築物の処分方法についての確約書を添付すること。 ・離れの場合、水周り3点セット（台所、トイレ、風呂）を将来にわたって揃えないことについて、申請者および施工者の連名で確約書を作成し添付すること。なお、トイレを設置しない離れについては、原則認めない。	☐ ☐
7	建築物敷地調書 （様式37）	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	・敷地及び建築物の新、増設等の経過を記入すること。 ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・複数地番での申請については、それぞれの土地の経過が確認できるように作成すること。（地番ごとに調書を作成してもよい）。 ・添付書類は、該当するものに○をし、調書の次に添付すること。 ・建築物の撤去についても記載すること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
8	公図	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・申請区域は赤線で囲い、黄色で着色すること。 ・法務局発行印のある原本（最新情報のもので申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。ただし、協議確認書は登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。 【証明書】 ・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。 ・里道（道）は赤色、水路（水）は青色で着色すること。 ・申請区域が複数の公図にまたがる場合は公図を合成し、方位、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること。また、隣り合う公図の接合位置がわかるように接合点を結ぶ補助線（繋ぎ合わせ線）を表示すること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
9	全部事項証明書	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・全ての土地の全部事項証明書を添付すること。 ・法務局発行印のある原本（最新情報のもので申請日前3カ月以内のもの）を添付すること。ただし、協議確認書は登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可とする。 【証明書】 ・既存建築物の履歴として必要な場合は、建物の全部事項証明書も添付すること。	☐ ☐ ☐

※1：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※2：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※1以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（60条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）　－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク
図 書 名	該当 条文	29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条				
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）		
10	現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 区域を赤線で表示すること。 ・ 区域全景、区域界全周及び建築物等の建築予定位置が分かる写真を添付すること。 ・ 撮影方向位置図（現況平面図をベースに作成）を添付すること。	☐ ☐ ☐
11	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 既存建築物等の建築確認計画概要書（最新のもの）と本申請の建築面積が異なる場合には、その理由書を添付すること。 ・ 本建築計画において見え高さが1mを超える既存擁壁に影響を及ぼす造成行為を行う場合は、当該既存擁壁の写真及び安全性を示す書類を添付すること。 ・ その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。	☐ ☐ ☐

※1：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※2：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※1以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（60条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）　－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								
図書名 該当条文		29条第1項		29条第1項			41条	42条	43条			チエック
		開発行為がないもの※1	第3～10号①	許可済	開発行為がないもの※2	第2号②	第11号③	第2項	第1・2項	第1項（線引き前からの建物）		
図面全体 (共通事項)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・図面は、図面袋に入れること。（A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可） ・図面名、図番を書いた一覧表を図面袋に貼り付けること。 ・申請区域を赤線で明確に（実線で太く）表示すること。 ・方位、縮尺を表示すること。 ・図面名、図番（通し番号）、作成日、作成者等を記入すること。	□ □ □ □ □
											【証明書】 ・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名等を表示すること。 ・申請区域境界については、次のとおり区分して記載すること。 ◆里道（法定外道路）との境界は「里道境界線」 ◆水路、河川との境界は「水路又は河川境界線」 ◆他人地との境界は「隣地境界線」 ◆申請地と同じ土地所有者との境界は「敷地境界線」 ・2つ以上の敷地がある場合は、線種を替えて敷地を明確にすること。 ・できるだけT P表示で作図すること。	□ □ □ □
1	現況平面図 [地形図] 縮尺：1/250程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・区域内及び隣接地の現況高さ（GH）を計画平面図、計画断面図の計画高さ（FH）と比較できるように表示すること。	□
											【証明書】 ・区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。 ・隣接地は、地番、所有者を表示すること。 ・申請地の区域が一筆の一部区域である場合は区域内外を結ぶメガネ表示すること。 ・公図に合わせて、里道（道）は赤色、水路（水）は青色で着色すること。 ・既存建築物が現存する場合は、既存建築物各棟の用途名、構造階数、建築面積、延床面積を記載し、除却するものは除却予定と明記すること。 ・既存建築物はその範囲を灰色で着色すること。	□ □ □ □ □ □ □

※1：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※2：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※1以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（６０条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）　－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク
図 書 名	該 当 条 文	29条 第1項		29条第1項			41 条 第 2 項	42 条 第 1 ・ 2 項	43条				
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③			第 1 項 第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）		
2	土地利用計画 平面図 縮尺：1/250 程 度	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	・区域内は現況線を消去すること。 ・断面線を表示すること。 ・計画建築物の位置を表示し、その範囲を黄色で着色し、存置する既存建築物がある場合は、その範囲を灰色で着色すること。 ・計画高（FH）を現況高（GH）と対比し表示すること。 ・造成が無い場合は、「造成なし」と記入すること。（造成行為を伴う場合は、造成計画平面図を添付して計画内容を明記すること。） ・宅地の排水方向（→）で記入すること。 ・計画建築物の概要（用途、構造階数、建築面積、延床面積等）を表示すること。 ・存置する既存建築物の概要（用途、構造階数、建築面積、延床面積など）を表示すること。 ・除却予定の既存建築物は図面から削除すること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
3	造成計画平面 図 （縮尺：1/100程度） ※証明書の場 合は、造成が無 ければ、土地利 用計画図と兼 ねることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 ・盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色すること。また、それらの面積を表示すること。 ・現況と計画線を重ね合わせた図とすること。（現況高（GH）と計画高（FH）も比較できるように表示すること。） ・既存建築物及び計画建築物を破線で表示すること。 ・断面線を表示すること。（計画建築物箇所、盛土及び切土により生じるがけ面高さが最大となる箇所（協議確認書の場合は申請書の数値と整合する箇所）） ・最大がけ面高さとなる位置（点）及びその高さを引出表示すること。 ・当該事業で消失しない位置に水準点（KBM）を設置（表示）すること。 【証明書】 ・宅地の排水方向（→）で記入すること。 ・断面線について、上記箇所に加えて敷地規模、盛土及び切土箇所の範囲、擁壁箇所など計画に応じて適切な間隔や位置に表示すること。 ・計画建築物の概要（用途、構造階数、建築面積、延床面積等）を表示すること。 ・法面勾配及び法面防護工を表示し、擁壁などの構造物は茶色などで着色し表示すること。 ・切土及び盛土箇所の合計面積が500㎡（特定盛土等規制区域では3,000㎡）を超える場合は、30cmを超えない盛土（ピンク）、30cmを超えない切土（橙）で着色分けした図面を作成すること。また、それらの面積を表示すること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

都市計画法（６０条証明）のチェックリスト（共通必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）　－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク
図 書 名	該 当 条 文	29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条				
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）		
4	造成計画断面図 （造成が無い場合は計画断面図） （縮尺：1/100程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 - 盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色すること。 - 平面図の断面線表示箇所の断面図を図示すること。 - 盛土及び切土により生じるがけ面高さが最大となる断面位置にがけ面の高さを表示すること。（協議確認書の場合は申請書の数値と整合させること） - 現況と計画線を重ね合わせた図とすること。（現況高（GH）と計画高（FH）も比較できるように表示すること。） - 既存建築物及び計画建築物を破線で表示すること。 【証明書】 - 地盤高さの改変等、造成がない場合は「FH＝GH 造成なし」と記載すること。 - 法面勾配及び法面防護工を表示すること。 - 宅地の排水方向（→）で記入すること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
5	敷地求積図 （縮尺：1/1000 ～1/100程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 - 求積の根拠を明示すること。（座標求積又は、三斜求積とする） - 面積は小数第2位まで表示すること。 - 原則公共座標を使用すること。 【証明書】 - 切土及び盛土箇所の合計面積が500㎡（特定盛土等規制区域では3,000㎡）を超える場合は、30cmを超える箇所の面積の求積根拠を示すこと。	☐ ☐ ☐ ☐
6	建築図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【協議確認書・証明書に共通】 - すべての計画建築物の平面図及び立面図を添付すること。 - 計画建築物の面積算出根拠図面を添付すること。 【証明書】 - 平面図、立面図等各図面には建築物の構造、建築面積、延床面積を記入すること。 - 立面図に最高高さを引出表示すること。	☐ ☐ ☐ ☐
7	給排水設備 配管図面	－	－	－	－	○	○	－	－	○	○	- 土地利用計画図を引用して、水道、ガス、下水道、雨水に関して、配管接続計画を示すこと。 - 配管ごとに色を変えて着色明示すること。 - 水道、ガス、下水道に関しては、事前に企業局お客様設備課と協議確認しておくこと。 - 離れの場合、企業局へ申請するものと同じ給排水設備図面を添付すること。（後日確認あり）	☐ ☐ ☐ ☐
8	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当チェックリストに記載のある事項を確認及びチェックし添付すること。	☐
9	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。	☐

※１：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※２：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※１以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（６０条証明）のチェックリスト（個別必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク
図 書 名	該 当 条 文	29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条				
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号 ①	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号 ②	第 11 号 ③	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）		
開発行為がないもの 建築確認計画概要書 ○ － ○ ○ － ○ － － － － ・建築物敷地調書と整合して計画敷地について最新の建築敷地がわかる概要書（天津市建築指導課発行のもの）を添付すること。副は、コピーで可 □													
公益上必要な施設（都市公園施設、鉄道施設、乗合旅客自動車、特積貨物、郵便局、電気通信事業、放送事業、電気事業、水道事業、図書館、博物館、公民館、自然公園事業等）【法29条第1項第3号に該当】 公益上必要な施設であることを示す書類 － ○ － － － － － － － － ・該当する根拠法令等（政令第21条各号）の条文を示すこと。 ・当該建築物が法令等に表示される施設に該当することを示すこと（又は事後に該当する建築物となることの確実性が高いことを示すこと）。 ・公益施設認可等（自然公園法等）の写しを添付すること。 ・公益施設開設者の資格免許証、営業免許等の写しを添付すること。 □ □ □ □													
都市計画事業、区画整理事業等【法第29条第1項第4号から第9号に該当】 事業認可書、事業者の発行する許可書等 － ○ － － － － － － － － ・都市計画事業、区画整理事業等であることが確認できる事業認可書、事業者の発行する許可書等の写しを添付すること。 □													
非常災害【法第29条第1項第10号に該当】 必要な書類 － ○ － － － － － － － － ・必要に応じて書類の提出を求める場合がある。 □													
農林漁業施設 農業者証明 － － － － ○ － － － － － ・農業委員会発行の農業者証明書を添付すること。（農業用倉庫の増築のときは耕作（者）証明で可） □													
林業を営む者であることの申告書 － － － － ○ － － － － － － ・林業従事状況について、必要事項を記入すること。 □													
林業従事者証明等 － － － － ○ － － － － － － ・森林組合代表者発行の林業従事者証明、所得証明（確定申告書の写し、出荷証明等）、就業証明、就業日報等の過去5年間の就業日数等の確認ができる書類を添付すること。 □													
漁業を営む者であることの申告書 － － － － ○ － － － － － － ・漁業従事状況について、必要事項を記入すること。 □													
漁業従事者証明等 － － － － ○ － － － － － － ・漁業組合代表者発行の漁業従事者証明、所得証明（課税証明、確定申告書の写し等）、就業証明、就業日報等の過去5年間の就業日数等の確認ができる書類を添付すること。 □													
開発許可を受けた敷地等での増改築 都市計画法許可通知書及び検査済証写し又は開発登録簿写し － － ○ － － － ○ ○ － ○ ・計画が許可条件に合致しているか確認すること。 □													
既存建物の検査済証、建築確認通知書 － － ○ － － － ○ ○ － ○ ・新築以降の全ての増改築に関する建築基準法関係書の写しを添付すること。 □													

※1：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※2：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※1以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当

都市計画法（60条証明）のチェックリスト（個別必要書類）

○：必要（場合によって必要を含む）－：不要

申請書		協議 確認書		証明書								概要	チ ェ ッ ク
図 書 名	該 当 条 文	29条 第1項		29条第1項			41 条	42 条	43条				
		開 発 行 為 が な い も の ※1	第 3 ～ 10 号	許 可 済	開 発 行 為 が な い も の ※2	第 2 号	第 11 号	第 2 項	第 1 ・ 2 項	第 1 項 （ 線 引 き 前 か ら の 建 物 ）	第 1 項 （ 許 可 済 ）		
市街化調整区域になるまえからの既存建築物の敷地既存宅地確認を受けて建築された敷地 敷地造成、建築の経過が分かる書類 － － － － － － － － ○ － ・市街化調整区域になる以前（又は既存宅地制度終了以前）の状態が分かる登記事項証明書（閉鎖登記簿本など）を添付すること。 ・又は建物の課税証明書（建築年が分かるもの） ・又は市街化調整区域になる以前（又は既存宅地制度終了以前）の航空写真（証明のあるもの） ・既存家屋の平面図や、家屋登記時の測量図を添付すること。												☐ ☐ ☐ ☐	
小規模な敷地拡大【法第29条第1項第11号に該当】 敷地求積図 － － － － － ○ － － － － ・増設部分、既存部分に分けて求積すること。													☐
既存建築物の状況 － － － － － ○ － － － － ・既存建築物、付帯建築物の面積の算定根拠を示すこと。													☐
小規模物販店舗等【法第29条第1項第11号に該当】 申請者の資格証明書等 － － － － － ○ － － － － ・物品販売店開設者の資格免許証、営業免許等の写しを添付すること。 ・申請地周辺の市街化調整区域に居住していることを示す根拠資料を添付すること。													☐
受益者の面積計算書 － － － － － ○ － － － － ・想定される物品購入者の分布図を添付すること。													☐
建物の面積計算書 － － － － － ○ － － － － ・延べ面積が50㎡以下、店舗部分が50%以上であることが確認できる面積計算書とすること。													☐
付属建築物【法第29条第1項第11号に該当】 既存建築物の状況 － － － － － ○ － － － － ・既存建築物の平面図を添付すること。													☐
建築物の面積計算書 － － － － － ○ － － － － ・既存建築物、付帯建築物の面積の算定根拠を示すこと。													☐
仮設建築物【法第29条第1項第11号に該当】 事業の工程表 － － － － － ○ － － － － ・仮設建築物の設置期間が確認できる事業の工程表を添付すること。													☐
仮設許可書等 － － － － － ○ － － － － ・仮設建築物の建築に係る許可書等の写しを添付すること。													☐
誓約書 － － － － － ○ － － － － ・仮設期間終了後直ちに撤去する旨の誓約書を添付すること。													☐

※1：協議確認書の「開発行為がないもの」は、「市街化区域内において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画」が該当

※2：証明書の「開発行為がないもの」は、上記※1以外の区画形質の変更が伴わないと判断される建築計画が該当